

後期高齢者医療の被保険者のみなさまへ

《平成28年4月1日から、入院時の食事療養標準負担額が一部変わります。》

◎住民税課税世帯の方の食事療養標準負担額(食事代)が

《平成28年4月1日～》 1食につき 260円→**360円** に

《平成30年4月1日～》 1食につき 360円→**460円** に 変更となります。

ただし、**指定難病**の方は、1食につき **260円** に 据え置かれます。

入院した時の食事代など

●療養病床以外に入院したとき

区 分		食事療養標準負担額	
住民税課税世帯		上記◎のとおり	
指定難病の方 ※1		1食につき 260円	
住民税非課税世帯	区分Ⅱ	90日までの入院	1食につき 210円
		90日を超える入院	1食につき 160円
	区分Ⅰ	1食につき 100円	

※1 都道府県の発行する指定難病の医療受給者証をお持ちの方

※2 一部医療機関では420円

●療養病床に入院したとき

区 分		生活療養標準負担額
住民税課税世帯		(食費) 1食につき460円※2 (居住費)1日につき320円
住民税非課税世帯	区分Ⅱ	(食費) 1食につき210円 (居住費)1日につき320円
	区分Ⅰ	(食費) 1食につき130円 (居住費)1日につき320円
		高齢福祉年金を受給されている方

《注意事項》

- 住民税非課税世帯の方で、「限度額適用・標準負担額減額認定証」をお持ちの場合の食事療養標準負担額(食事代)は、現行どおりの負担額となります。
- 指定難病の方は、都道府県の発行する医療受給者証を医療機関へご提示ください。
指定難病の医療受給者証については、お住まいの市区町村へお問い合わせください。

お問い合わせ

お住まいの市区町村窓口

または

北海道後期高齢者医療広域連合

TEL011-290-5601